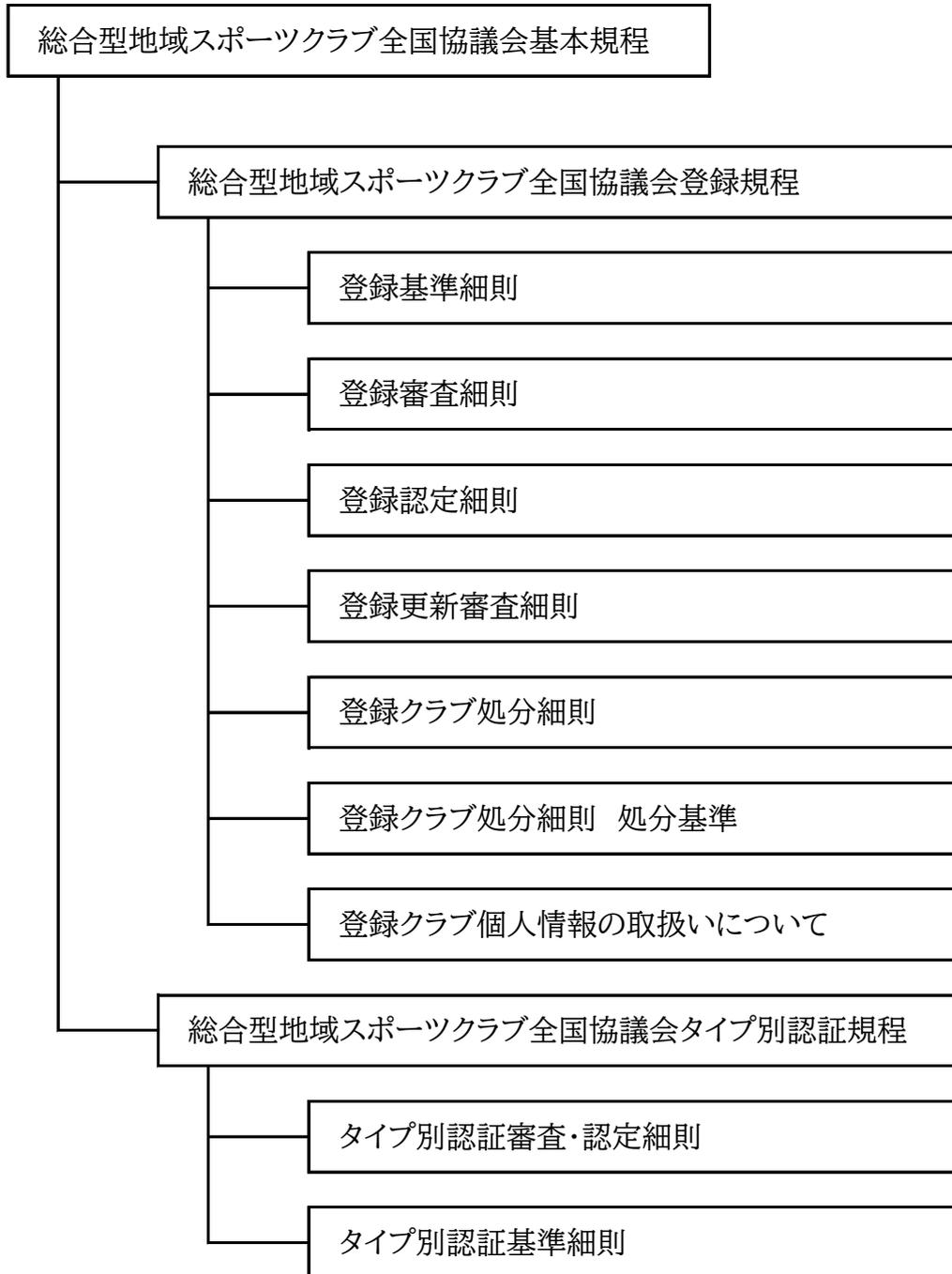


公益財団法人日本スポーツ協会  
総合型地域スポーツクラブ全国協議会 諸規程の体系図



総合型地域スポーツクラブSCマークの  
使用に関する規程

※公益財団法人日本スポーツ協会標章規程に基づく

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
基本規程

## 第1章 総則

### 第1条（総則）

本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）地域スポーツクラブ育成委員会が設置した総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2. 全国協議会の略称は、SC全国ネットワークとする。

### 第2条（基本理念及び目的）

全国協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高い持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

### 第3条（組織構成）

全国協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する全国の総合型クラブを代表する組織体とする。

2. 全国協議会は、本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育・スポーツ協会が設置した都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）をもって構成する。

## 第2章 事業

### 第4条（事業）

全国協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 都道府県協議会並びに本会加盟団体等との連携
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

## 第3章 登録

### 第5条（登録）

全国協議会への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、別に定める。

## 第6条（タイプ別の認証）

全国協議会は、前条に基づき登録した総合型クラブ（以下「登録クラブ」という。）に対し、当該登録クラブからの申出により、その活動内容の特徴等を踏まえ、タイプ別の認証を行うことができる。

2. タイプ別の認証に関しては、別に定める。

## 第4章 役員

### 第7条（種類及び定数）

全国協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 3名以内
- (3) 常任幹事 12名以上18名以内
- (4) 代表委員 47名以内

### 第8条（代表委員の選出）

代表委員は、都道府県協議会が、その役員の中から1名を選出する。

### 第9条（常任幹事の委嘱）

常任幹事は、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに、代表委員の中から1名を互選し、本会地域スポーツクラブ育成委員会の承認を得て、本会地域スポーツクラブ育成委員会委員長が委嘱する。

2. 前項のほか、本会地域スポーツクラブ育成委員会委員長は本会地域スポーツクラブ育成委員会に諮って本会理事及び学識経験者から、7名以上9名以内の常任幹事を委嘱することができる。

### 第10条（幹事長の委嘱及び職務）

幹事長は、常任幹事の互選とし、本会地域スポーツクラブ育成委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。

2. 幹事長は、全国協議会を代表し、業務を統括する。

### 第11条（副幹事長の委嘱及び職務）

副幹事長は、常任幹事の互選とし、本会地域スポーツクラブ育成委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。

2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

### 第12条（任期）

役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。

3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

#### 第13条（定年制）

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

#### 第14条（解任）

幹事長、副幹事長及び常任幹事が次の各号の一に該当するときは、本会地域スポーツクラブ育成委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

### 第5章 総会

#### 第15条（構成）

総会は、第7条に定める役員をもって構成する。

#### 第16条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画、予算、事業報告、決算その他全国協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項
- (2) その他、全国協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

#### 第17条（開催）

総会は、毎年1回以上開催する。

#### 第18条（招集）

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項のほか第21条に定める常任幹事会が必要と認めたとき、又は代表委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

#### 第19条（出席）

総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する都道府県協議会の役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

#### 第20条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。
3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

## 第6章 常任幹事会

### 第21条（構成）

常任幹事会は、第7条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

### 第22条（権限）

常任幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 全国協議会の業務執行の決定
- (2) 常任幹事の職務執行の監督
- (3) 専門部会の設置
- (4) 専門部会の部会長及び部会員の選任・解任
- (5) その他、全国協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項

### 第23条（開催）

常任幹事会は、原則として年に3回以上開催する。

### 第24条（招集）

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

### 第25条（出席）

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

### 第26条（決議）

常任幹事会の決議は、特別の定めがない限り、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

## 第7章 専門部会

### 第27条（設置）

全国協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

### 第28条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

2. 専門部会の部会長及び部会員は、全国協議会役員、都道府県協議会役員又は全国協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。

#### 第29条（任期）

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。

#### 第30条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

#### 第31条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

### 第8章 会計

#### 第32条（会計）

全国協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

### 第9章 事務局

#### 第33条（事務局）

全国協議会の事務は、本会事務局において処理する。

#### 第34条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

### 第10章 改定

#### 第35条（改定）

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上に当たる多数の同意を得たのち、本会地域スポーツクラブ育成委員会の承認を受けて変更することができる。

- 附則1 本規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条から第14条は、本規程を令和3年4月1日から施行するために必要となる手続きに限り、令和2年3月16日から施行する。
- 附則2 第6条第1項は、同条第2項に基づくタイプ別認証に関する規定が定められた時点で適用する。
- 附則3 本規程の施行と同時に、総合型地域スポーツクラブ全国協議会規約（以下「規約」という。）は、これを廃止する。ただし、規約第11条第2項については、本規程による役員が置かれるまでは、これを適用する。

- 附則 4 附則第 1 条中「令和 3 年 4 月 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日」に変更するとともに、同第 1 条中「令和 2 年 3 月 6 日」を「令和 3 年 3 月 4 日」に変更する。
- 附則 5 最初の役員及び専門部会の部会長、部会員の任期は、第 4 章役員第 1 2 条（任期）及び第 7 章専門部会第 2 9 条（任期）にかかわらず「選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議委員会の終結の時まで」とする。
- 附則 6 本規程は、令和 3 年 3 月 4 日に改定し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
登録規程

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程（以下「基本規程」という。）第5条第2項に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第2条（目的）

登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が全国協議会に加入することを目的として行うものとする。

第3条（登録申請）

登録は、全国協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を通じ、全国協議会へ総合型クラブ単位で申請する。

第4条（登録審査）

都道府県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2. 登録審査については、別に定める。

第5条（登録認定）

全国協議会は、前条に定める登録審査において、全国協議会が別に定める登録基準を具備していると認められるクラブを、登録クラブとして認定する。

2. 登録認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第7条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。

2. 登録更新審査については別に定める。

第8条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

（1）全国協議会及び都道府県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

（2）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

## 第9条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。
- （2）事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。
- （3）登録審査手続及びタイプ別認証手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。
- （4）関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。
- （5）暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- （6）スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。
- （7）役職員等の関係者に公益財団法人日本スポーツ協会 倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。
- （8）具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、本会が定める「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

## 第10条（登録料）

登録クラブは、全国協議会が定める登録料として年額5,000円を納めるものとする。

## 第11条（事実確認及び処分）

全国協議会常任幹事会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、別に定める処分細則に基づき対応するものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該クラブを処分するものとする。

## 第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

## 第13条（特記事項）

本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議決を経て、別に定めることができる。

## 第14条（改定）

本規程は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

## 附則（令和2年3月16日）

- 1 本規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、

令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。

附則（令和3年3月4日）

- 1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。

附則（令和4年7月19日）

- 1 令和4年7月19日に第6条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。
- 2 令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間とする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長することができ、この場合、延長した期間（令和5年11月1日～令和6年3月31日）にかかる登録料（第10条）は、2,000円とする。
- 3 令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とする。この場合、第10条の登録料は、「5,000円」とあるのを、「2,000円」とする。
- 4 令和2年3月16日附則第1条中「令和5年3月末日」及び「令和5年10月末日」とあるのをいずれも「令和6年3月末日」に変更する。

附則（令和7年2月20日）

- 1 令和7年2月20日に第9条を改定。この改定は、令和7年2月20日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
登録基準細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第3条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は以下の通りとする。

| 分類              | 個別基準  |
|-----------------|---|
| (1) 活動実態に関する基準  | ①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。                                   |
|                 | ②多世代（複数世代）を対象としている。   |
|                 | ③適切なスポーツ指導者を配置している。   |
|                 | ④安全管理体制を整備している。   |
| (2) 運営形態に関する基準  | ⑤地域住民が主体的に運営している。   |
| (3) ガバナンスに関する基準 | ⑥規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関*の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 |
|                 | ⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関*で議決されている。                          |

\*意思決定機関とは、総会、理事会、運営委員会等を指す。

第3条（基本基準の適用範囲）

都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）は、基本基準の適用範囲（運用ルール）を、次に示す必ず満たすべき運用ルールのほかに、当該都道府県の実情に応じて独自運用ルールを定めることができる。

2. 都道府県協議会は、独自運用ルールを定める場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該独自運用ルール案を全国協議会へ提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。
3. 都道府県協議会は、独自運用ルールを改定する場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該独自運用ルール改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

| 基本基準           |                           | 必ず満たすべき運用ルール               |
|----------------|---------------------------|----------------------------|
| 分類             | 個別基準                      |                            |
| (1) 活動実態に関する基準 | ①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。 | ・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 |

|                 |   |  |
|-----------------|---|--|
|                 | ②多世代(複数世代)を対象としている。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。<br/>(世代区分)</li> <li>A) 未就学児</li> <li>B) 小学生</li> <li>C) 中学生</li> <li>D) 高校生(～18歳)</li> <li>E) ～29歳</li> <li>F) ～39歳</li> <li>G) ～49歳</li> <li>H) ～59歳</li> <li>I) ～69歳</li> <li>J) 70歳～</li> </ul> |
|                 | ③適切なスポーツ指導者を配置している。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している※3</li> <li>・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3</li> </ul>                    |
|                 | ④安全管理体制を整備している。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡体制を整備している。※4</li> </ul>  |
| (2) 運営形態に関する基準  | ⑤地域住民が主体的に運営している。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)。</li> <li>・非営利組織である。※7</li> </ul>   |
| (3) ガバナンスに関する基準 | ⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。</li> </ul>  |
|                 | ⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。</li> </ul>  |

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

- ※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
- ※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
- ※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※5：規約・会則・定款等を指す。
- ※6：特別区は市町村に準ずる。
- ※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

#### 第4条（都道府県協議会独自基準）

都道府県協議会は、必要に応じて第2条に定める基本基準のほかに、当該都道府県の実情に応じて、個別基準（都道府県協議会独自基準）を設けることができる。

2. 都道府県協議会は、都道府県協議会独自基準を定める場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該都道府県独自基準案を全国協議会へ提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。
3. 都道府県協議会は、都道府県協議会独自基準を改定する場合、原則として施行前年度までに、別に定める様式を用いて当該都道府県独自基準改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得るものとする。

#### 第5条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。

附則2 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。  
（令和3年3月4日変更）

附則3 本細則は、令和4年3月2日に改定し、令和4年4月1日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
登録審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第4条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

都道府県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第3条（登録審査委員会の構成）

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を都道府県協議会の代表者が委嘱する。
  - ①都道府県体育・スポーツ協会役員又は担当者
  - ②都道府県行政担当者
  - ③都道府県協議会役員又は担当者
  - ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）

第4条（オブザーバー）

登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。
3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

第5条（委員の任期）

登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第6条（登録審査委員会の招集及び決議）

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2. 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

第7条（登録審査方法）

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の

申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、都道府県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨. スポーツ団体ガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

申請書類⑩. その他都道府県協議会が定める提出物

3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

#### 第8条（登録審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により都道府県協議会へ提出するものとする。

#### 第9条（改定）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

#### 附則（令和2年3月16日）

- 1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

#### 附則（令和3年3月4日）

- 1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。  
2 本細則は、令和3年3月4日に改定し、令和4年4月1日から施行する。

#### 附則（令和4年3月2日）

- 1 本細則は、令和4年3月2日に改定し、令和4年4月1日から施行する。

#### 附則（令和4年7月19日）

- 1 令和4年7月19日に第8条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。  
2 令和2年3月16日附則第1条中「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」に変更する。なお、令和6年度の登録審査（令和6年4月1日登録認定分）以降の登録審査においては、その審査方法を第7条第2項のとおり審査（通常の審査）とする。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
登録認定細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第5条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）及び都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

都道府県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて都道府県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの提出）

都道府県協議会は、前条で作成した登録認定リストを毎年2月末日までに、全国協議会に提出する。

第4条（登録認定リストの登録）

全国協議会は、登録認定リストを登録管理システムに登録する。

2. 全国協議会は、前項の手続が完了した旨を毎年3月末日までに都道府県協議会に通知する。

第5条（登録料の收受及び認定証の発行）

全国協議会は前条の通知を発信した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して公益財団法人日本スポーツ協会会長名及び全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2. 都道府県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を毎年5月末日までに全国協議会へ納付する。

第6条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則（令和2年3月16日）

1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項については、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録審査細則及び全国協議会登録更新審査細則に基づく書類審査を形式審査としていることに鑑み、登録管理システムへの登録は行わず、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うこととする。なお、予備登録においては、第5条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

附則（令和3年3月4日）

1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。

附則（令和4年7月19日）

- 1 令和4年7月19日に第3条、第4条第2項及び第5条第2項を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。
- 2 第3条の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「2月末日まで」とあるのを、「9月末日まで」とする。
- 3 第4条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「3月末日まで」とあるのを、「10月末日まで」とする。
- 4 第5条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「5月末日まで」とあるのを、「12月末日まで」とする。
- 5 令和2年3月16日附則第1条中の「ただし書き」は、次のとおり改める。  
「ただし、第4条第1項については、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）は、全国協議会登録審査細則及び全国協議会登録更新審査細則に基づく書類審査を形式審査としていることに鑑み、登録認定リストの登録管理システムへの登録は行わないものとする。なお、登録管理システムへの登録を行わない代わりに、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）において登録認定リストに記載された総合型クラブについては、当該登録認定の有効期間中は、「予備登録クラブ」として取り扱うこととし、第5条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えて発行するものとする。」

附則（令和5年10月3日）

- 1 令和5年10月3日に第5条を改定し、令和5年10月3日から施行する。

附則（令和7年2月20日）

- 1 令和7年2月20日に第5条を改定し、令和7年2月20日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
登録更新審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第7条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）における登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

登録更新審査は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査細則第2条に定める登録審査委員会において行う。

第3条（登録更新審査方法）

登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略できるとともに、申請書類⑩として、都道府県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類④. 役員名簿

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. スポーツ団体ガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

申請書類⑩. その他都道府県協議会が定める提出物

4. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

第4条（登録更新審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による登録更新審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により都道府県協議会へ提出するものとする。

## 第5条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

### 附則（令和2年3月16日）

- 1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

### 附則（令和3年3月4日）

- 1 附則第1条中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に変更する。

### 附則（令和4年3月2日）

- 1 本細則は、令和4年3月2日に改定し、令和4年4月1日に施行する。

### 附則（令和4年7月19日）

- 1 令和4年7月19日に第4条を改定。この改定は、令和4年7月19日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
登録クラブ処分細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）第11条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）における処分に関する事項を定める。

第2条（適用範囲）

本細則は、登録規程第5条に定める登録クラブに対し適用する。

第3条（処分対象事由及び処分の種類）

処分対象事由は、登録規程第11条による。

2. 当該登録クラブに対する処分の種類は次のとおりとする。

（1）注意

違反行為について文書で注意し、是正・改善を求める。

（2）勧告

違反行為について文書で注意し、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。

（3）資格停止（2年以内有期あるいは無期）

文書での通知を以て、一定期間、登録規程第8条に定める登録クラブとしての権利を停止する。

（4）登録取消し及び再登録の禁止

文書での通知を以て、当該登録クラブの登録を取り消す。この場合、登録取消しの処分が確定してから3年間は再登録を認められない。

第4条（全国協議会処分審査会）

全国協議会常任幹事会は、処分対象事由の有無を調査、審議し、処分を行うための機関として、処分審査会（以下「全国協議会処分審査会」という。）を設置する。

第5条（全国協議会処分審査会の構成）

全国協議会処分審査会は、議長及び若干名の委員をもって構成するものとし、構成員の過半数は全国協議会の役員以外の者とする。

2. 議長及び委員は、総合型地域スポーツクラブに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。

3. 議長及び委員は、全国協議会常任幹事会の決議によって選任し、全国協議会幹事長が委嘱する。

4. 議長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する公益財団法人日本スポーツ協会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第6条（全国協議会処分審査会の招集）

全国協議会処分審査会は、議長がこれを招集する。

## 第7条（全国協議会処分審査会の出席）

全国協議会処分審査会は、出席した構成員の1名以上が全国協議会の役員以外の者であることをもって成立する。

## 第8条（処分に関する権限の移譲）

第4条にかかわらず、全国協議会処分審査会は、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が設置する総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「都道府県の登録審査委員会」という。）に対して、その所管する登録クラブにおける処分に関する対応を本規程にしたがって処理し、処分を決定・適用する権限を移譲する。ただし、当該処分問題に当該都道府県の登録審査委員会が中立、公正に対処できる立場にない場合は、全国協議会処分審査会が処理し、処分を決定・適用するものとする。

2. 前項にかかわらず、都道府県体育・スポーツ協会が、その所管する団体等における処分に関する対応を行う既存の会議体・機関等を有する場合、当該都道府県体育・スポーツ協会は、当該会議体・機関等の定めに従った対応をすることができる。

## 第9条（手続の開始及び事実調査）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、以下の場合に、事実調査、審議を開始することができる。

- (1) 全国協議会処分審査会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。
- (2) 都道府県の登録審査委員会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。

2. 全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、事実調査の対象者（以下「審査対象者」という）及び当該事案に関係する者及び団体に対し、事実関係の説明及び証拠資料の提出を求め、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。
3. 審査対象者は前項の事実調査に協力する義務を負う。また、全国協議会の登録クラブ及びその役員、会員である者も、事実調査に協力する義務を負う。

## 第10条（手続の非公開）

処分の手続及び記録は非公開とする。ただし、全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会が、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を認めることができる。

## 第11条（聴聞）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

## 第12条（証拠の評価）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、処分の審議においては、当事者及び目撃者の証言及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

## 第13条（議決）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会における処分に関する議事は、それぞれ出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長（都道府県の登録審査委員会にあつては委員長）の決するところとする。

2. 全国協議会処分審査会及び都道府県の登録審査委員会は、処分内容について、別紙「処分における考え方」を参考とし、処分対象事由の内容、結果の程度及び情状に応じ適切な処分を行うよう努める。

#### 第14条（処分の通知）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、決定した処分を当事者に書面にて通知するものとする。ただし、全国協議会処分審査会が決定した処分については、当事者が所属する都道府県の登録審査委員会又は都道府県・体育・スポーツ協会にも書面にて通知するものとする。

2. 前項に定める通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
  - (1) 当該登録クラブ名及び代表者氏名並びに代表者住所
  - (2) 処分内容（判断の結論。効力発生日を含む）
  - (3) 処分理由（根拠規程含む）

#### 第15条（処分の報告）

都道府県の登録審査委員会又は都道府県体育・スポーツ協会で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、全国協議会処分審査会に報告しなければならない。

2. 前項に定める報告には以下の項目を含めなければならないものとする。
  - (1) 当該登録クラブ名
  - (2) 違反行為の内容（いつ、どこで、誰が、どのような状況で、どの程度、被害の状況等）
  - (3) 処分手続の経過（事実確認、認否・弁明の機会の設定）
  - (4) 処分の理由及び証拠類
  - (5) 処分の年月日

#### 第16条（不服申立て）

当該登録クラブが処分決定に不服がある場合には、当該登録クラブは公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

#### 第17条（資格停止期間の短縮等）

第3条第2項第3号に基づく無期又は有期の資格停止処分を受けた登録クラブは、当該処分の開始日から次の期間を経過した後に、全国協議会処分審査会に対して当該処分の短縮又は解除を申立てることができる。

無期の資格停止：1年間

有期の資格停止：科された資格停止期間の1/2

2. 前項の申立てをする登録クラブは、申立てに当たり、反省文や嘆願書その他の書面を提出しなければならない。
3. 第1項の申立てがあつたときは、全国協議会処分審査会は第1項の申立てを行った登録クラブについて、資格停止処分の短縮、解除、又は、短縮及び解除のいずれも認めない、との決定を行う。なお、

資格停止処分の解除の場合には、解除の決定に当たり解除する日を定めるものとする。

4. 全国協議会処分審査会は、前項の決定を行うに当たり、必要に応じて申立てを行った者を聴聞することができる。
5. 第1項の申立てを行った登録クラブで、第3項において資格停止処分の短縮又は解除の決定がなされた場合は、当該登録クラブは全国協議会処分審査会の定めた日からその資格が復権する。

#### 第18条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。

附則2 第16条に規定する不服申立てに関する事項は、本紛争を適用する公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定める規則の整備が完了した後、適用する。

附則3 附則第1条中「令和3年4月1日」を令和4年4月1日に変更する。

（令和3年3月4日変更）

附則4 最初の処分審査会議長及び委員の任期は、第5条（全国協議会処分審査会の構成）にかかわらず「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時まで」とする。

附則5 令和5年10月3日に第7条を改定し、令和5年10月3日から施行する。

附則6 令和6年1月29日に第8条を改定し、令和6年1月29日から施行する。

(別紙) 処分における考え方 (処分細則第 13 条第 2 項)

1. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や結果の重大性、日頃の総合型クラブ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮する。
2. 登録クラブに対する処分においては、違反行為に関与していない当該登録クラブの会員のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要である。  
したがって、登録クラブの資格停止や登録取消しの処分は、違反行為に関与していない会員のスポーツ権を制約することから、違反行為者個人の責任として当該違反行為者に処分を課すだけでは不十分な事案に限定して課すものとし、原則として、注意又は勧告によるべきである。
3. 登録クラブに対する資格停止や登録取消しを検討すべきケースの例は以下のとおりである。
  - ・登録クラブにおいて役職員等の違反行為を把握していたにもかかわらず、何らの防止措置や報告等がなされなかった場合
  - ・組織的に違反行為が行われた場合
  - ・注意又は勧告の処分が出されているにもかかわらず、改善措置が図られず、同様の違反行為が繰り返される場合
  - ・その他上記に準ずる場合

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
登録クラブ処分細則 処分基準

本処分基準は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会処分審査会及び都道府県の登録審査委員会（以下「全国協議会処分審査会等」という。）が、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ処分細則に基づき登録クラブを処分するに際し、事案に応じた適切な処分が行われるための参考に供することを目的として定めるものである。

全国協議会処分審査会等は、以下に示す〔処分における考え方〕をふまえ、〔標準的な処分内容の例〕を参考に、処分内容を決定するものとする。

なお、処分内容の決定にあたっては、個別の事案の内容における加重・軽減要素を総合的に考慮し、〔標準的な処分内容の例〕の各表に掲げる標準的な処分の種類以外の処分とすることもあり得るところである。

（参考：総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ処分細則第3条）

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/00syokitei/8%EF%BC%8Esyobunsaisoku20240129.pdf>

〔処分における考え方〕

- |   |
|---|
| <p>1. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や結果の重大性、日頃の総合型クラブ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮する。</p> <p>2. 登録クラブに対する処分においては、違反行為に関与していない当該登録クラブの会員のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要である。<br/>したがって、登録クラブの資格停止や登録取消しの処分は、違反行為に関与していない会員のスポーツ権を制約することから、違反行為者個人の責任として当該違反行為者に処分を課すだけでは不十分な事案に限定して課すものとし、原則として、注意又は勧告によるべきである。</p> <p>3. 登録クラブに対する資格停止や登録取消しを検討すべきケースの例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録クラブにおいて役員等違反行為を把握していたにもかかわらず、何らの防止措置や報告等がなされなかった場合</li> <li>・組織的に違反行為が行われた場合</li> <li>・注意又は勧告の処分が出されているにもかかわらず、改善措置が図られず、同様の違反行為が繰り返される場合</li> <li>・その他上記に準ずる場合</li> </ul> |
|---|

〔標準的な処分内容の例〕

以下では、違反の種類ごとに代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分の種類を示す。なお、違反行為が複数の表にまたがる場合は、それぞれの処分内容を勘案することとする。

表 1.規約・会則・定款等に基づく運営等に関する遵守事項違反

| 違反行為の程度・結果   | 標準的な処分の種類 |
|--|-----------|
| 規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）に基づく運営がされていない場合                | 注意        |
| 規約等に基づく運営がされておらず、運営に具体的な影響や支障が生じていた場合                | 勧告        |
| 事業計画・予算、事業報告・決算が意思決定機関で議決されていない場合                    | 注意        |
| 事業計画・予算、事業報告・決算が意思決定機関で議決されておらず、運営に具体的な影響や支障が生じていた場合 | 勧告        |

|  |
|--|
| <p>＜考慮すべき要素＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①違反行為の態様(程度、回数、関与していたクラブ関係者の人数、継続性等)</li> <li>②会員、指導者、職員、ボランティア(以下「会員等」という。)に生じた影響</li> <li>③金銭等が関係する場合は、金額の多寡</li> <li>④違反行為に至る経緯</li> <li>⑤登録クラブの事後の対応(反省、関係者への謝罪等)</li> <li>⑥違反行為に対する認識の程度</li> </ul> <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加重要素(処分内容を重くする)<br/>規約等に基づく運営がされていない状況を知っていながら適切な対応を行っていなかった場合(その期間の長さを含む)、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等</li> <li>○軽減要素(処分内容を軽減する)<br/>真摯に反省している場合、会員等の実害の填補・回復、有効な再発防止策の策定等</li> </ul> |
| <p>備考(適用条項)</p> <p>登録規程第9条第1項</p> <p>(1)規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。</p> <p>(2)事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。</p>  |

表 2.登録審査手続き等に関する遵守事項違反

| 違反行為の程度・結果                                 | 標準的な処分の種類        |
|--|------------------|
| 登録審査手続きにおいて、登録基準に関する内容以外で虚偽の申告や不正な手段を用いた場合 | 勧告               |
| 登録審査手続きにおいて、登録基準に関する内容で虚偽の申告や不正な手段を用いた場合   | 登録取消し及び3年間の再登録禁止 |

|   |
|---|
| <p>＜考慮すべき要素＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①違反行為の態様(虚偽の内容、不正手段の内容、手続き違反の程度、回数や継続性等)</li> <li>②違反行為に至る経緯</li> <li>③違反行為に対する認識(故意か不注意か)</li> <li>④登録クラブの事後の対応(反省等)</li> </ul> <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加重要素(処分内容を重くする)<br/>複数回又は継続的に行われていた場合、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等</li> <li>○軽減要素(処分内容を軽減する)<br/>故意では無かった場合、真摯に反省している場合等</li> </ul> |
| <p>備考(適用条項)</p> <p>登録規程第9条第1項</p> <p>(3)登録審査手続きにおいて、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。</p>   |

表 3.関係法令遵守及び規程整備に関する遵守事項違反

| 違反行為の程度・結果                                  | 標準的な処分の種類 |
|---|-----------|
| 関係法令には反していないが、諸規程の整備が不十分な場合(組織運営に支障は生じていない) | 注意        |
| 関係法令を遵守できておらず、運営に具体的な影響や支障が生じていた場合          | 勧告        |

|  |
|--|
| <p>＜考慮すべき要素＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①違反行為の態様(程度、継続性等)</li> <li>②会員等に生じた影響</li> </ul> |
|--|

|   |
|---|
| <p>③違反行為による結果や影響</p> <p>④違反行為に至る経緯</p> <p>⑤登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪等)</p> <p>〈加重・軽減要素の例〉</p> <p>○加重要素(処分内容を重くする)<br/>関係法令を遵守できていないことを知っていながら適切な対応を行っていなかった場合(その期間の長さを含む)、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等</p> <p>○軽減要素(処分内容を軽減する)<br/>真摯に反省し、速やかに対応している場合等</p> |
| <p>備考(適用条項)</p> <p>登録規程第9条第1項</p> <p>(4) 関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。</p>   |

表 4.暴力、暴言、ハラスメント等に関する遵守事項違反

| 違反行為の程度・結果  | 標準的な処分の種類 |
|---|-----------|
| 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組んでいなかった場合(例えば、役職員及び指導者に対する研修会の実施、研修会への参加促進等を行っていなかった場合。以下同じ。)  | 注意        |
| 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組んでおらず、登録クラブの役職員等の言動により会員等に実害が生じた場合   | 勧告        |
| <p>〈考慮すべき要素〉</p> <p>①違反行為の態様(程度、関与していたクラブ関係者の人数等)</p> <p>②違反行為による結果や影響(会員等の実害の状況等)</p> <p>③違反行為に至る経緯</p> <p>④登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪等)</p> <p>〈加重・軽減要素の例〉</p> <p>○加重要素(処分内容を重くする)<br/>本来、暴力行為等の根絶に率先して取り組むべき立場の役職員による行為である場合、不適切な行為を知っていながら適切な対応を行っていなかった場合(その期間の長さを含む)、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等</p> <p>○軽減要素(処分内容を軽減する)<br/>真摯に反省し、速やかに対応している場合等</p> |           |
| <p>備考(適用条項)</p> <p>登録規程第9条第1項</p> <p>(5) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。</p>  |           |

表 5.事故防止、保険整備等に関する遵守事項違反

| 違反行為の程度・結果   | 標準的な処分の種類 |
|--|-----------|
| 事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていなかった場合(例えば、保険に加入していない等)   | 注意        |
| 事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じておらず、会員等に実害が生じた場合   | 勧告        |
| <p>〈考慮すべき要素〉</p> <p>①違反行為の態様(程度、継続性等)</p> <p>②違反行為による結果や影響(会員等の実害の状況等)</p> <p>③違反行為に至る経緯</p> <p>④登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪等)</p> |           |

|   |
|---|
| <p>〈加重・軽減要素の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加重要素(処分内容を重くする)<br/>事故防止、保険整備等の必要な施策を講じていない状況を知っていながら適切な対応を行っていなかった場合(その期間の長さを含む)、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等</li> <li>○軽減要素(処分内容を軽減する)<br/>真摯に反省し、速やかに対応している場合等</li> </ul> |
| <p>備考(適用条項)</p> <p>登録規程第9条第1項</p> <p>(6)スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。</p>  |

表 6.登録クラブ等における各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理

| 違反行為の程度・結果  | 標準的な処分の種類        |
|---|------------------|
| 役職員等が各種補助金・助成金の不正受給や脱税等の不適切な経理処理を行った場合  | 資格停止(12か月)       |
| 役職員等が各種補助金・助成金の不正受給や脱税等の不適切な経理処理を行い、刑事処分をされた場合  | 登録取消し及び3年間の再登録禁止 |
| <p>〈考慮すべき要素〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①違反行為の態様(程度、回数や継続性、被害額等)</li> <li>②違反行為による結果や影響(周囲の者への影響を含む)</li> <li>③違反行為に至る経緯</li> <li>④登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪、被害填補の有無等)</li> </ul> <p>〈加重・軽減要素の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加重要素(処分内容を重くする)<br/>不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、組織ぐるみで不正が行われた場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等</li> <li>○軽減要素(処分内容を軽減する)<br/>真摯に反省し、速やかに対応している場合等</li> </ul> |                  |
| <p>備考(適用条項)</p> <p>登録規程第9条第1項</p> <p>(7)役職員等の関係者に公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。</p> <p>(8)具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、本会が定める「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。</p>  |                  |

附則1 本基準は、令和5年3月20日から施行する。

附則2 本基準は、令和6年7月29日に改定し、令和6年7月29日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
登録クラブ個人情報の取扱いについて

当協会では、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用により取得した個人情報を、当協会個人情報保護方針をはじめとする関連諸規程に加え、以下に記載する内容に基づき、適正に取扱うことといたします。なお、当協会の個人情報保護方針および関連諸規程は、当協会ホームページ等をご覧ください。

1. 個人情報の利用目的について

取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用します。

- ・登録に係る手続
- ・登録状況の確認
- ・研修会開催案内等の送付
- ・登録クラブに有益だと考えられる各種情報の提供
- ・登録クラブに対するサービス向上等を目的とした調査
- ・タイプ別認証に係る手続
- ・その他、登録クラブの登録業務に関連して必要な場合

2. 個人情報の共同利用について

当協会は、下記のとおり個人情報を共同利用いたします。

<共同して利用される個人情報の項目>

取得した個人情報の全て

<共同利用する者の範囲>

都道府県体育・スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

※当該クラブが所在する都道府県の組織に限る

<共同利用する目的>

「1. 個人情報の利用目的について」に記載の内容

<管理責任者の名称、住所及び代表者氏名>

公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤 利明

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

3. 個人情報の委託について

当協会及び共同利用団体は、利用目的の達成のために必要な業務を第三者に委託する場合、委託先との間で個人情報保護に関する契約を締結する等、必要な措置を講じたうえで委託いたします。

4. 個人情報の開示等について

個人情報の開示、変更、削除の求めがあった場合には、ご本人であることを確認したうえで、対応いたします。これらの請求については、「5. お問合せ窓口」に記載の連絡先にご連絡ください。

5. お問合せ窓口

公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部クラブ育成課

TEL : 03-6910-5815 / FAX : 03-6910-5820 / E-Mail : sc-info@japan-sports.or.jp

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

# 公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 タイプ別認証規程

## 第1条(総則)

本規程は、基本規程第6条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)のタイプ別の認証(以下「タイプ別認証」という。)に関することについて定める。

## 第2条(目的)

タイプ別認証は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の特徴を可視化することにより、総合型クラブが公的機関をはじめ様々な地域組織との連携を促進することを目的として行うものとする。

## 第3条(種類)

タイプ別認証の種類は、全国協議会常任幹事会(以下「常任幹事会」という。)の議決により設定する。

2. タイプ別認証の種類は、「タイプ別認証基準細則」に定める。

## 第4条(認証申請)

タイプ別認証は、基本規程第5条に基づく登録クラブが、全国協議会が別に定める当該タイプ別認証基準を具備したものをもち、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「都道府県協議会」という。)に都道府県協議会が定める期日月までに申請し、都道府県協議会が取りまとめ全国協議会に2月末日までに申請する。

2. 登録クラブは、複数のタイプ別認証を申請することができる。

## 第5条(認証審査)

全国協議会は、登録クラブからの認証申請に対し、認証審査を実施する。

2. 認証審査については、別に定める。

## 第6条(認証)

全国協議会は、前条に定める認証審査において、全国協議会が定める当該タイプ別認証基準を具備していると認められるクラブを認証クラブとして認定する。

2. 認証クラブに対しては、本会会長名および全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

## 第7条(有効期間)

認定の有効期間は、認定後4年以内に終了する事業年度の3月末日までとする。

## 第8条(認証更新審査)

各タイプ別認証は、4年度ごとに更新する。

2. 認証更新審査については、別に定める。

## 第9条(特別審査)

全国協議会は、認証クラブが次の事項に該当する場合、認証基準の具備状況を確認するために、特別審査を実施することができる。

- (1) 認証クラブにおいて、当該タイプの事業運営に大きな変更が生じた場合。
- (2) 認証クラブにおいて、認証の信頼性を損なう重大な事項が生じた場合など。

2. 特別審査については、別に定める。

## 第10条(認定の取消)

認証したクラブが、次の事項に該当する場合、認定を取り消す。

- (1) 第7条で定める認証有効期間内に、登録がなくなった場合。
- (2) 当該タイプの認証基準を満たさなくなった場合。
- (3) 登録規程第11条で定める処分を受けた場合。

ただし、処分の種類が「注意」または「勧告」の場合、第9条に定める特別審査により当該タイプの認証基準の具備状況を確認し、取り消しについて全国協議会が判断する。

- (4) 認証クラブから、認証取消の申し出があった場合。

## 第11条(認証審査料)

認証を新規に申請するクラブは、審査料として1タイプ1回の審査に対して30,000円(税抜)を全国協議会に納めるものとする。

2. 認証の更新を申請するクラブは、審査料として1タイプ1回の更新審査に対して30,000円(税抜)を全国協議会に納めるものとする。
3. 特別審査の対象となるクラブは、審査料として1タイプ1回の特別審査に対して30,000円(税抜)を全国協議会に納めるものとする。

## 第12条(認証認定料)

認証クラブは、全国協議会が定める認定料として10,000円(税抜)を納めるものとする。

## 第13条(個人情報の扱い)

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

## 第14条(特記事項)

本規程に定めるほか、タイプ別認証に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議決を経て、別に定める。

## 第15条(改定)

本規程は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

## 附則(令和7年1月22日)

- 1 本規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年5月末までは、第4条第1項に定める都道

府県協議会が取りまとめて全国協議会に申請する期限については、「2月末日まで」を「5月末日まで」とする。

# 公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 タイプ別認証審査・認定細則

## 第1条(総則)

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会タイプ別認証規程(以下「認証規程」という。)第5条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)が実施するタイプ別認証の審査(以下「認証審査」という。)及び認定に関することについて定める。

## 第2条(認証審査機関)

認証審査は全国協議会常任幹事会(以下「常任幹事会」という。)が実施する。なお、認証審査は常任幹事会が承認した外部機関に委託することができる。

2. 認証審査業務を委託する外部機関は、次の要件を満たさなければならない。

- (1)適正な審査のための独立性、公平性の確保をできること
- (2)運営管理体制(審査員確保・進捗管理など)を確立できること
- (3)リスク管理体制(機密保持・個人情報保護など)を確立できること
- (4)第三者評価に対する事業活動の実績、知識を有すること

## 第3条(オブザーバー)

常任幹事会は、認証審査を実施するに当たり、オブザーバーを定めることができる。

2. オブザーバーは、認証を審査する常任幹事会に出席し、幹事長及び常任幹事から求められた場合には、意見を述べることができる。
3. オブザーバーは、常任幹事会の議決権を有しない。

## 第4条(認証審査の方法)

認証審査は書類審査及び実地審査を行う。ただし、審査機関の判断で実地審査は省略またはインターネット回線を利用したオンラインによる面談審査に代えることができる。

2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)から提出を受けた別に定める書類を基に行う。
3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者(クラブマネージャー等)が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために実施する。

## 第5条(認証審査結果の審議)

常任幹事会は、前条による認証審査結果をもとに認定を審議する。

## 第6条(認証審査結果の報告)

全国協議会は、前条による認証審議結果を審査実施当該年度の10月末日までに都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「都道府県協議会」という。)に通知する。

2. 都道府県協議会は、前項の通知を11月末日までに申請クラブに通知する。

#### 第7条(認証更新審査の方法)

認証更新審査は常任幹事会または常任幹事会が承認した外部機関が実施する。

2. 認証更新審査は、書類審査及び実地審査を行う。ただし、審査機関の判断で実地審査は省略またはインターネット回線を利用したオンラインによる面談審査に代えることができる。
3. 認証更新審査は、4年度ごとに行う。
4. 書類審査は、総合型クラブから提出を受けた別に定める書類を基に行う。
5. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者(クラブマネージャー等)が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために実施する。

#### 第8条(認証更新審査結果の審議)

常任幹事会は、前条による審査結果をもとに認定を審議する。

#### 第9条(認証更新審査結果の報告)

全国協議会は、前条による審議結果を審査実施当該年度の10月末日までに都道府県協議会に通知する。

2. 都道府県協議会は、前項の通知を11月末日までに申請クラブに通知する。

#### 第10条(特別審査の方法)

特別審査は常任幹事会または常任幹事会が承認した外部機関が実施する。

2. 特別審査は、原則として書類審査を行うが、必要に応じて実地審査を行うことができる。ただし、審査機関の判断で実地審査はインターネット回線を利用したオンラインによる面談審査に代えることができる。

#### 第11条(特別審査結果の認定)

常任幹事会は、前条による審査結果をもとに審議する。

#### 第12条(特別審査結果の報告)

全国協議会は、前条による審議結果を都道府県協議会に通知する。

2. 都道府県協議会は、前項の通知を当該クラブに通知する。

#### 第13条(改定)

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

#### 附則(令和7年1月22日)

- 1 本規程は、令和7年4月1日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会  
タイプ別認証基準細則

第1条(総則)

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会タイプ別認証規程(以下「認証規程」という。)第4条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)のタイプ別認証基準に関することについて定める。

第2条(認証基準)

認証可能と判断する基準はタイプ別に定めることとし、別表の通りとする。

第3条(改定)

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則(令和7年1月22日)

1 本細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(1)部活動の地域展開タイプ

|   | 大項目       | 小項目       | 認証基準  |
|---|-----------|-----------|---|
| ① | 活動の質      | ガイドラインの遵守 | クラブの活動方針・活動計画等が、スポーツ庁や都道府県・市町村(特別区は市町村に準ずる)が定めるガイドライン等に準じている。 |
| ② |           | ニーズの把握・反映 | 参加者のニーズ等を把握し、活動へ反映する仕組みや体制がある。                                |
| ③ |           | 指導の質の確保   | 適切な指導を行うために、指導者の質を確保している。                                     |
| ④ | 連絡・連携体制   | 関連団体との連携  | 自治体や学校との連携が取れている。   |
| ⑤ |           | 連絡体制の確立   | 運営に必要な連絡システムを整備・管理している。                                       |
| ⑥ | 活動の継続性    | 収支計画の策定   | 継続して運営・活動を行うために、適切な収支計画を立てている。                                |
| ⑦ | リスクマネジメント | 安全管理体制の確立 | 安全・安心な活動を提供するための方針や体制を整えている。                                  |
| ⑧ |           | 保険の加入     | クラブが、参加者等の怪我や活動時の事故等に備えたリスクマネジメントのために、必要な保険に加入している。           |

公益財団法人日本スポーツ協会  
総合型地域スポーツクラブ SC マークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）標章規程に基づき、総合型地域スポーツクラブ SC マーク（以下「標章」という。）の使用の際に必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 総合型地域スポーツクラブ SC マーク（図形）
- (2) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (3) その他 (1)、(2) に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)

第3条 標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(非営利目的使用の申請)

第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合（本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。）を除き、使用申請書（別紙様式1）を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
- (2) 総合型地域スポーツクラブ全国協議会を構成する都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブが使用する場合。
- (3) その他本会が総合型地域スポーツクラブに関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。

2. 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、標章の無償による使用を承認するものとする。

- (1) 本会の品位を傷つけ、または傷つける恐れのあるとき。
- (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) その他、本会が標章の使用について不相当と認めるとき。

(営利目的使用の申請)

第5条 営利を目的として標章の使用ができるのは、本会総合型地域スポーツクラブパートナープログラムに協賛するオフィシャルパートナー（以下「総合型クラブパートナー」という。）のみとし、総合型クラブパートナーが標章の使用を希望する場合は、別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会に提出し、その承認を得るものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添の「総合型地域スポーツクラブ SC マークデザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。
- (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項第1号から第3号に定める使用の場合は、その明示を免除するものとする。

(使用の期限)

第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

(承認内容の変更)

第8条 標章の使用をする者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

2. 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査する。
3. 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認する。

(承認内容の取消)

第9条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2. 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。
3. 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
4. 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

(損失補償等の責任)

第10条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

(本規程の変更)

第11条 本規程は、本会ブランド戦略委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

(附則)

1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程（平成19年4月1日より施行）を改定し平成23年6月24日より施行する。
2. 本規程は、平成24年6月6日から施行する。
3. 本規程は、平成30年4月1日から施行する。
4. 本規程は、令和元年7月17日から施行する。
5. 本規程は、令和5年8月22日から施行する。